

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (職員) 第二十四条 (略) 2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は当該研修を修了した者のうち保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 (略) 二 法第十八条の五各号及び第三十四条の二十第一項第三号のいずれにも該当しない者 3 (略) (後略)	(前略) (職員) 第二十四条 (略) 2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は当該研修を修了した者のうち保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認めるものであつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 (略) 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者 3 (略) (後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。